

平成 27 年度第 2 回奈良県消費生活審議会消費者教育推進部会

日時：平成 28 年 1 月 29 日（金）

14：00－15：40

場所：奈良県消費生活センター

＜姫野課長挨拶＞

（事務局）

それでは、ただ今から平成 27 年度第 2 回奈良県消費生活審議会消費者教育推進部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また、本日はお足元が大変悪い中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます、消費・生活安全課の姫野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の部会ですが、専門分野の調査・審議をいただく専門委員の先生にご出席いただきまして、部会委員総数の 8 名中過半数の 7 名のご出席をいただいておりますので、奈良県消費生活条例施行規則第 4 条第 2 項の規定により、会議は有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。本日は、峯川委員、谷垣専門委員につきましては、所用によりご欠席の御連絡をいただいております。また、前回と同様に奈良県消費生活審議会消費者教育推進部会の幹事会の構成職員につきましても、オブザーバーとして参加させていただいております。

――資料確認――

それでは、これからの議事につきましては、奈良県消費生活条例施行規則第 3 条第 2 項の規定により、北條部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【議題 1】

消費者教育推進計画（案）について

（北條部会長）

皆さん、本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

早速、議事を進めさせていただきます。

まずは第 1 号議案「消費者教育推進計画（案）について」、事務局からご説明をお願いいたします。

――事務局説明――

（北條部会長）

大変、丁寧に御説明いただきまして、ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からご質問、ご意見等がございましたら、伺いたいと思います。

いかがでしょうか。

(鶴木委員)

意見の中に出ささせていただいた5番目のコーディネーターについてですが、消費者教育を活性化していく中で、連携というのが非常に大きなポイントだということです。コーディネーターさんがいかに機能できるかというところが、特に大切だと思っています。修正の中で、「多様な主体との連携に重要な役割を担う調整役（コーディネーター）として、機能を強化します」と記載されていますが、概要の図の中、消費者教育推進計画案の概要の2枚目の7のⅡ－（１）「県の消費生活センターの機能の充実」の2つ目が「コーディネーターの育成に向けた相談員への研修の充実」とあります。質問ですが、県消費生活センターがコーディネーターの役割を果たすのか、あるいは、そういう専門の人を消費者教育コーディネーターと銘打って育成し、役割を担うのか、そのあたりをお聞きしたいです。

(北條部会長)

事務局、よろしくお願いします。

(事務局)

現在ご存じのように、くらしの安心安全サポーターというのは、消費生活センターで養成をしており、40人くらいおられるということです。この方々に消費生活相談窓口と地域をつなぐパイプ役となり、調整役を担っていただくということです。センター自身もコーディネーターの役割を果たしつつ、センター自身の果たす機能の一部としてくらしの安心安全サポーターがコーディネーターとしての活動をしていくと理解をしております。今は、そこまで、コーディネーターの役割としては担っていないと思うので、今後はその辺りを強化して、もっと調整役として活躍できる形に持っていければと考えております。

(鶴木委員)

岡山県は消費者庁が示している消費者教育のモデル事業のような形をとっておられ、消費者教育コーディネーターとして立場が明確になっているということです。もともと消費生活センターの相談員であった方が、実際に大学へ出向いて消費者教育の施策とか、何故今こういう動きになっているのかという説明と各機関の連携を深める調整役をされています。奈良県で、安全安心サポーターの流れに置き換えてみた場合、コーディネーターとして実際に役割を担うことができるのか、懸念しております。

(事務局)

国の指針の中でも、コーディネーターがいろいろな立場の方の集合体となることが、一番目指すところと思っています。担い手の育成としてコーディネーターの養成を、県の

消費生活相談員を中心に進めていくことがスタートになるかと考えております。コーディネーターというのは、いろいろな立場の方で成り立っているということですが、どの立場の人とは明記されていなかったと思います。ここで言うコーディネーターとは、とりあえず消費生活相談員と理解しています。

(北條部会長)

ありがとうございます。鶴木委員、よろしいですか。

年末年始を挟んでの資料配付となり、資料へのお目通し及びご意見等をいただくための期間が短くなりましたが、他の委員の方はいかがですか。

(大本委員)

ひとつ質問させていただきます。この提案いただいた2枚の概要版は、このままの形で公表されるのでしょうか、それとも私達委員に説明いただくための説明資料として提示していただいているのか、どちらでしょうか。

(事務局)

基本的には、このままの形で外部に公表することを想定しております。これに加えプラスアルファとして、計画案である分厚い冊子と2枚の概要版があります。これらとは別に、もうひとつダイジェスト版という形で10頁程度の資料の作成を考えております。

(大本委員)

ありがとうございます。他府県の事例では、やはりこの計画そのものがすごく分厚い冊子になっていることが多くみられます。もし、分厚い冊子と2枚の概要版をセットで計画案として出された場合、概要版のみ一人歩きしていくケースが多いと思われます。多くの方が、奈良県の推進計画はこういうものですねというふうに、概要版だけを見て理解されられると思われます。例えば、概要版に「奈良県の県民性が活きる消費者市民社会の形成」と記載されていても、「消費者市民社会」という定義をどこかに書いておかないと、一般の方は理解されないのかなと思います。その他には、2枚目の6「基本理念を実現するために考慮すべき本県の特性や県民性」の部分で、「新しい消費者問題に対応が可能」とあり、先ほどのご説明では、新しい消費者問題つまり新しい消費課題という主旨とのことでした。おそらく、一般の方がこれを見ると、新しい消費者トラブルに対応していくというイメージを持たれるのではないかなというふうに思います。このままの状態での公表では、少なからず誤解が生じると心配しております。できれば1枚に、2枚は量が多いかなと、個人的には思っております。以上です。

(北條部会長)

ありがとうございました。

2枚の概要版は、計画案の冊子の中にとじ込むのでしょうか。

(事務局)

いえ、それは別物とする予定です。

(北條部会長)

他に、ダイジェスト版というものを、10頁程度で作成予定ということですね。

(事務局)

はい。

(北條部会長)

ありがとうございました。

ほかにご意見等、ございませんでしょうか。

(大本委員)

もう1点、資料1－5推進の体系について、「家庭」「小学校・中学校・高等学校」「大学・専門学校等」「地域」「職域」と分類されていますが、「地域」としての対象は、成人と高齢者のみと捉えてよろしいでしょうか。子ども達は含まれないということになるのでしょうか。

(事務局)

子どもの分類につきましては、「家庭」に含まれると考え、「家庭」として分類しております。

(大本委員)

むしろ、小学校入学以前の子どもを対象とした消費者教育を考える場合、家庭での教育が前提とは思いますが、幼稚園や保育園での教育だけではない、地域での消費者教育が重要なため、「地域」の分類に子どもが入らず、成人と高齢者のみと整理されていることについて、少し違和感があります。

(事務局)

分かりました。それは検討させていただきます。

(北條部会長)

今の大本委員からのご意見については、推進計画案でも同様に分類されています。

ありがとうございました。ほかに、いかがでしょうか。

(坂東委員)

県で作成いただいた推進計画案等の資料を読ませていただき、よくぞ、これだけちゃんと書かれたなと感心いたしましたので、まず何よりも、そのことを評価したいと思います。大変なご苦勞がうかがえます。そういう意味では、出発点としての計画としては、大変よくできた計画を作成いただいたことに、心から敬意を表します。

その上で、いくつか考えていただきたい点を申し上げます。1点目として具体的には、本文7頁に「奈良県消費者教育に関する意識・実態調査」、「団体等に対するヒアリング調査」、また前頁の6頁には参考として記載されています。個人的には、本来、計画策定の趣旨の中で、こういう調査を実施しましたということを書かれてもいいのかなと思います。なぜなら、計画案の作成には、これらの調査結果が大いに活用されているということ、また、調査の実施にもご苦勞されたであろうからです。しかるべき根拠のある調査に基づいて作成されているということを県民の方が読んだ時にすぐ分かるような文章を入れておいてもいいのかなと思いました。

それから2点目は、先ほどおっしゃった、「奈良県の風土や県民性が活きる消費者市民社会の形成」というキーワードは、個人的にはとても気に入っております。好きだし、いいなと思うのですが、奈良県の風土にふれている64頁ではああ、そうか！と思うことが山ほどあって勉強になり、改めて奈良っていい所なんだと思わせてもらいました。一方で、県内事業者に関わる部分で先ほども議論のありました「大仏商法」の書き方が少し気になりました。つまり、前回も申し上げましたが、大仏商法だけを取り上げるのではなく、消費者のことを一生懸命に考えて頑張っている生産者の方を念頭に置き、様々な商品を奈良から発信しているということ、つまり、風土としての記載に奈良独特の良さが追記されてもいいのかな、せっかくだしという気もしました。

3点目としては、先ほどご意見がありましたように、コーディネーターの育成について、県消費生活センターと地域全体で役割を上手く分担し、県消費生活センターではこのようにコーディネーターが育っているよ、地域ではこのように育っているよということを、分かり易く記載した方が、センターの相談員の皆様に理解していただけるかなと思います。

最後に、大本委員もおっしゃっていた推進計画案の概要版について申し上げます。非常によくできていると思いますが、奈良県のウェブサイトに掲載した場合、どうなるのかなとずっと考えていました。例えば、それぞれのグラフにリンクさせて関係する資料等の閲覧が容易にできるといった形になるのかなと。この概要版をそのような状態にまで省略し簡単にできるのかどうかはいろいろなご意見があると思います。特に2頁は文字が多く、県民の方に見ていただいた時に、「なかなか大変だよな」との感想が予測できるため、これ

を見たら全体像が見えるという程度に思い切って圧縮してはいかがでしょうか。大本委員がおっしゃったように、1 頁に圧縮することは難しくても、詳細はウェブサイト上でいつでも閲覧可能な形にしておくことも、ひとつの手かなと思っています。最も適当な方法については、北條先生とご相談いただき決めていただければと思います。

(北條部会長)

ありがとうございます。

今、4 つのご意見をいただきましたが、事務局の方から何かございますか。

(事務局)

大変、ごもっともなご指摘だと考えております。当初は、概要版としては1 頁での作成を考えておりました。ご指摘いただいたとおり、現状が把握できるグラフ等を示すことが、消費者教育の導入に当たっては重要であると考えた結果、2 頁の概要版となりました。2 頁になると、確かにボリュームが大きく感じますが、他府県の例を見ましても1 枚から2 枚で作成されており、もう少し文字が少ないところもございます。奈良県の概要版としては、最終的に10 頁程度での作成を予定しております。計画が策定された時にはお二方の委員からのご指摘を参考に、分かり易い概要版の作成に努めてまいりたいと考えております。

(北條部会長)

ありがとうございました。

計画案のほうは今日お諮りさせていただきますが、概要版のほうも委員のご意見を参考にさせていただけたらと思います。ほかに、いかがでしょうか。

(辻委員)

隅々まで読み込めていないので自信はありませんが、ざっと見たところでの意見を申し上げます。

先ほどもご意見のありました理念について、消費者市民を育てていくという計画を、この施策に落とし込んだとき、具体的にどの部分での実施を考えておられるのでしょうか。学校教育のところでしょうか。社会生活を送るために必要な知識を身に付けるという意味で、どこかに組み込まれているといいのかなと思います。例えば、幼稚園・保育園等への消費者教育の出前講座や、小学生・中学生・高校生及び保護者を対象としたインターネット安全講習会の開催などを計画されていますが、社会的観点からの消費行動については、どの辺りで学べるのでしょうか。

(北條部会長)

ありがとうございます。

事務局の方から、よろしくお願いします。

(事務局)

確かに、消費者市民社会を形成するための場については、具体的な計画が記載されていないように思いますが、例えば1頁の1計画の基本的な考え方として、「推進法に則って自ら考え行動する自立した消費者を育成するために、県が目指すべき方向を定めて、それぞれの場で消費者教育を体系的に進めていく」と記載しており、その指針としての消費者教育推進計画の策定であるため、どこの場でも必要ではないかと考えております。

消費者市民社会そのものを身に付けるための、個々の具体的な施策はどれかという、例えば多様な場における消費者教育の中でも、いろいろな場で消費者教育を通じて消費者市民社会を形成していくということに繋げていくことになるため、方法・手段はいろいろあり、最終的に消費者教育の中で消費者市民社会の形成に繋げていくという理解をしていただきたいと思います。

(北條部会長)

ありがとうございます。皆様、よろしいですか。

(大本委員)

今のご意見と関連して、私が先ほど述べた2の「基本理念」については、「奈良県の～消費者市民社会の形成」という一文で終わっていることも問題があると思っております。この一文からは奈良県が目指す具体的な消費者の姿や方向性が見えず、この文言だけを見た方には計画内容を理解していただけないと思います。計画案2頁(2)に消費者市民社会の定義として「つまり、『食育の観点や地産池消の観点から商品を選択する』、『環境に配慮した商品を選択する』、『モノを大切にする』など、自分の消費行動が～」ということが書かれ、そういう「社会の形成に寄与する行動を行う社会」とあります。先ほどご説明がありましたように、奈良県の目標として「住んでよし、働いてよし、訪れてよしの奈良県づくりに積極的に取り組む」中で、消費者市民社会を形成していくという目標としてこの計画を策定する時に、具体はどういうことなのということが、基本理念のサブタイトルとして記載されていると、もう少し分かり易くなるのではないかなというふうに思いました。

(北條部会長)

ありがとうございます。

今のご意見に対して、事務局の方から、よろしくお願いします。

(事務局)

ご意見を参考にしたいと思います。ありがとうございました。

(村上委員)

素晴らしい計画をありがとうございました。私も、読ませてもらってすごく網羅的で、具体的にどこから取り組んでいくのかなと疑問を一番に感じたところでございます。特に、大本先生がおっしゃっていた3年後の消費者市民社会のありかた、どういうところを着地点にするのか、それを一番重要なポイントとして何を実施していくのかといったことが読み取れませんでした。学校教育のそれぞれの場でも細かくアクションが記載されていますが、それを誰が、いつ、どのように実施するかということと、各市部と町村部との連携についてが最後の質問でございます。

(北條部会長)

今のご意見、ご質問等に対して、事務局の方からお願いします。

(事務局)

村上委員のご質問は、いわゆるアクションプランについてということでしょうか。現段階では、行動計画的なものの記載がないため、疑問を持たれたと思いますが、今回、アクションプランは策定しておりません。この施策の推進を考える時に、アクションプランについても議論があったのですが、計画案等に掲げております事業について、議題の優先順位を見ながら、この部会等で検証を行うことにより進捗度合いを見ていきたいと考えております。

その進め方としては、県の教育委員会、関係課、事業者団体、あるいは、市町村との連携については、既存の県庁関係課で構成する庁内連絡会で連携を図りながら、実際に事業を進める時には先ほどご意見をいただいたような対応での連携を考える。また、事業者団体、あるいは消費者団体との連携については、委員の皆様のご指摘をいただき新たに追加しました消費者教育交流集会に行政も加わることによって進めてく。市町村については、県と市町村のそれぞれの役割を見据えながら、市町村と県で話し合いながら進めていきたいと考えております。

(村上委員)

分かりました。交流の場はあるんですね。いつもどこでもあることですが、県は県、市は市というふうに、施策の推進に当たり事業の実施において関係機関の連携がとれていないようなことは、県民にとって一番望まれません。そのためには、まず、しっかり交流をしてもらうこと、それから、教育委員会と市、あるいは、センターとに受け持つ部分を分けていただき、具体的かつ確実に3年で達成できる目標を掲げて欲しい。よく分からない立場で申し上げているのですが、やはりやっと3年後に、この計画における策定当初の目

標や各事業が目指していた施策の実施結果が見えて初めて、この計画の重要性を県民に認識していただくことができ、各事業の成果を喜んでいただけたと思います。

(北條部会長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

(大本委員)

これもお願いになってしまうかもしれませんが申し上げます。資料1－1概要版4番奈良県の「消費者教育をめぐる課題」の5つのうちの1つ目として、職域の部分として特に手の届かない消費者教育の場において、奈良県はその職域の部分についても、消費者の成長過程や特性に合わせた適切な消費者教育をいろいろと推進していただけるんだと理解をしています。2番目では、情報を読み解く力についても力を入れた消費者教育をしていただけるのだと理解しています。きちんと調査をしていただいた結果、情報を読み解く力という具体的な文言に表れていると思います。例えば、3番の「各主体と連携した効果的な消費者教育の推進」についても、消費生活センターだけではなく、いろいろな部署と連携を取りながらおそらく進めてくださるという決意の下、書かれていると思います。先ほどご説明いただいた委員以外への各課に対する照会における各部署の回答及びその対応についての中から申し上げますと、例えば22番の中で、国際理解教育との連携を重視していただいていることから、そういうふうな書き方をしていただいたことと思います。ところが、平成28年度以降の事業では、消費者教育と連携できる新規施策としての予定がなく、想定している事業を主体的に実施できないため変更していますと書かれているので、無難な文言に変わっていると思います。ここはやはり連携して新しい事業の想定や、今までは実施していないが他の部署と連携してそういう主体的な取り組みの実施予定、具体的なものをこの平成28年度からの3年間において考えておられるのでしょうか。それとも、できる可能性のあるものだけを書き込まれた推進計画になっているということでしょうか。いかがでしょうか。

(事務局)

その辺りは今後、今はすぐにできる事業、あるいは、既存に取り組んでいる事業を中心に書かせていただいておりますので、国際理解教育等、他分野の教育についてはそれぞれの関係課と調整しながら進めていきたいと考えております。

(大本委員)

食育ほか、是非、連携して取り組んでいただきたいと考えておりますのでお願いいたします。本当は、こういうふうに書き直していただきたくなかったということです。

(北條部会長)

ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

(村上委員)

非常に網羅的に書いていただいているのですが、何に注力して取り組むのか、具体的にはよく分かりませんでしたが、計画としては素晴らしい計画だなと思っています。特に事業者に対して実施例を公表することは、企業にとっては非常に良いことです。

(北條部会長)

ありがとうございます。

もう少し時間がありますので、感想的なことでも結構です。

(岡波委員)

いろいろな意見が出ていますが、本当に分からないことがたくさんあり、一消費者の立場として勉強になりました。ただひとつ言えるのは、各市町村の消費生活相談窓口で消費生活相談員がおられ、相談をするために窓口へ行かなくてはならないことは仕方がないと思っておりますが、これから社会の高齢化が進む中で、独り暮らしの高齢者の方などにとって、窓口での相談は特に利用しにくい。ここに民生委員、各種ボランティア団体、町内の見回り隊を窓口へ行っていただく手助けとして利用することについて考え方としては分かるのですが、相談内容によってはそれらの手助けの利用が難しいこともあると思うんです。だから、消費生活センターでいろいろなことを実施されていても、私達一消費者の立場からは遠い存在のように感じるんです。これを読んでいだけでは。もう少し身近なことも計画のひとつとして入れていただけたら、すごく親しみがあるのですが、これを見ていたら、すごく難しく感じるので、心から相談に行きたいという一般市民としては関心がないと言うと失礼ですが。申し訳ございません。感想です。これはこれでよろしいのですが、一応そういうことも考えていただきたいなと思います。

(北條部会長)

よろしいですか、事務局の方から何かありますか。

(事務局)

かねてより、市町村の消費生活相談窓口で、地域の民生委員を始め、いろいろな方から見守り活動の中で出てきた困ったことを窓口にご相談いただき、様々な機関と連携して解決していくといった動きがあり、既に取り組みも始まっているところです。そういったことを具体的に確認していくための意味も含まれております。

もう1点ですが、今おっしゃったように「地域」の分類の中では高齢者の方が主となっており、そういった方には、啓発イベント等をした時になかなか開催場所へ来られない、参加していただけないというようなことも、多々あると聞いております。そういった方々に対してどういう啓発をしていけばいいのかということについても、来年度の事業で考えている取り組みがありますので、次の議題でご説明させていただきます。

(北條部会長)

ありがとうございました。ほかによろしいでしょうか。

(坂東委員)

先ほど村上委員がおっしゃったとおりで、基本的にはスタートラインの基本計画としては良くできた計画を書いていたと思います。個別具体的な施策を、どういう順番でどのように具体的に動かして、結果それが県民に見えるような成果にするのかというのは、おっしゃるとおりで具体的プログラムをそれぞれの市町村、あるいは、教育委員会と連携しながら考えていかなければいけないわけですが、それを毎年報告いただくということで、そこに尽きるのかなという思いも個人的にはしております。あまり細かいことまで書き過ぎますと、逆に言うと大変ですので、これはあくまで基本計画だという気が私はします。

3頁の基本理念を書いている部分が大切です。考え方の課題だと思います。3頁の基本理念にたどり着く前述した以下の文章というのが、実はとても大切で、「前述した『消費者市民社会』の形成にあたっては、本県の地域性や県民性を踏まえ、より効果的と考えられる消費者教育の手法やプログラム、ツール等を検討し推進に努める必要があります」とあります。これは実情に合っているのかなと。今から考えるんだと。例えば、学校での消費者教育を考える上では、先ほどの概要版にも出ておりましたが、調査の結果、「活用できる教材が少ないから十分まだできていない」とお考えになっている方が5割おられる。それから、「指導者や講師となる人材の情報が得られない」に対する回答で28%の方が「ある」と回答しています。ところが、消費者教育推進法ができて、国レベルでは結構消費者教材も出てきています。インターネットで調べれば、そこそこ良い教材もあると思うたりもするのですが、ところがそれを奈良県ですぐに使えるかと言うと、確かにすごく一般的で、せっかく奈良県のいろいろな良いことがあるのに、奈良のことは全然紹介されていないんじゃないかと、なぜ、これを使って奈良県で教えなきゃいけないんだと思われるのはもったもだと思います。だから、そういったことも見ながら、情報提供するだけではなく、奈良県の風土や県民性が活きる教育の仕組みを皆で考えましようと言っているわけですから、それを是非3年間で少し前へ進めていただきたい。もちろん当面は、こんなのもありますよ、あんなのもありますよと先生方に期待する、あるいは地域で消費者教育を担っていただく相談員の方達にも、そういう情報をきちんと見ていただけるような仕組みを、県として作るということもすごく大切なことだと思いますが、加えて色々な連携の中

で、生で伝えるものにしていくという努力を是非していただいて、その結果、小学校でこういう講座をやっていますという話が出てくると、きっと逆に他の都道府県に参考にしてもらえるのではないかなという期待を持っています。ですので、エールみたいな話になってしまいますが、3頁の「手法やプログラム、ツール等を検討し推進に努める」という課題についても3年経てば少し進んでいる状況になっているよう、是非、前に進めていただきたいと思います。そのためには、最終的にはこれを決裁していただいた上で、あるいは県民の方にも理解していただく、県庁の中でも理解・協力の上で、関連する具体的なものを動かしていかなければならない日が来ると思いますので、具体的な動きというものには是非、活かしていただけたらありがたいと思います。

(大本委員)

私も最後のお願いになります。前回も申し上げましたが、やはりこの推進計画というのは作って終わりではないので、これをどれだけ多くの人に知っていただくか、奈良県でこんな推進計画ができましたということを、できるだけ関係者だけにとどまらず一般の方々に理解をしていただくことが大事だろうと思います。先ほど岡波委員がおっしゃったように、言葉が難しすぎる、行政言葉で書かれた推進計画というのはなかなか一般の方は読みづらいと思いますので、もし作られるのであれば、10頁ほどの概要版をやはりそこは分かり易い言葉で2枚の概要版を少し丁寧に、一般向けのものを作っていただくための工夫が必要だと思います。

あとこれは平成28年度4月以降になりますが、推進計画ができたことのお披露目として、推進計画はこういうものですよということを広報を兼ねて、関係者を集めて周知するフォーラムのような会を是非企画していただけたらありがたいと思っています。その最初の年に失敗してしまうと、今後の3年間に支障を来します。本当にお願ひばかりしているのですが、短期間でよく作られたと思い、このスケジュールで大丈夫かなと心配しておりましたので、送付いただいた資料を見て、現状分析については時間をかけて丁寧にさせていただいて、やはりこの課題のところが本当に良い課題をあげていただいていると思います。だから、関係する方々の進む方向や、すべきことが明確になっている。でも、一般の方にはまだまだそれは伝わらない。でも、伝えないといけないものだと思いますし、やはり先ほどのご意見にもありましたとおり、行政だけが主体ではなく、市民も主体になるような、さらに、それをサポートできるような行政の役割も、当然ですが、ここに含まれているわけですから、そういう全ての主体が連携・協力しながら、この推進計画を3年間で進めていったら、3年後に計画にあるような消費者市民社会が奈良県内にできるという立派な計画ですので、これを推進していただけるように、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

前回も、大本委員からそういうご意見をいただきましたので、5月にシンポジウムを企

画しております。それからもう1点、計画の周知のためのパネル展をする予定にしておりますので、それをもって計画を実行性のあるものになるように努めていきたいと考えております。

(北條部会長)

ありがとうございました。ほかによろしいですか。

(辻委員)

私が本当に言いたいことは、全て皆様に言っています。私は生協連の役員ですが、消費者教育の担い手でもあり、そして当事者団体でもあります。そういう者がこの場に来させていただいて大変ありがたいと思っています。これからの消費者教育は、まさしくこういった当事者の参画が不可欠であるということを肝に銘じながら、推進していただけるようにお願いします。

(北條部会長)

ありがとうございました。ほかによろしいですか。

(鶴木委員)

私もお願いなのですが、私は生駒市で仕事をさせていただいています。生駒市内の消費者教育に関わる行政の方の意識が、この計画により大幅に変わるのかなとふと思った時に、あまり現状と変わらないのではないかなとも思いました。今、県の方がこうして一生懸命作られて、これから前に進もうという中で、この部会での議論に参加している限りはすごく良いものができたと、私も少し高揚する感じはあるのですが、いざ市町村に戻った時にそういう話は知らないという担当課がたくさんあるようでは全く意味がないと思います。できれば市町村が置き去りにされないように、先ほど連絡会のようなものがあるとおっしゃっていましたので、その場で是非今回のような計画の素晴らしさみたいなものをご説明いただいて、市町村においても同じような意識を持って取り組めるように是非、引っ張っていただけたらと思います。

(北條部会長)

ありがとうございました。

ほかによろしいですか。ご意見等がないようでしたら、そろそろお諮りしたいと思います。ただいま説明のありました議題1につきまして、消費者教育推進計画の案として承認し、今後は計画策定に係る手続きや軽微な修正については、事務局に一任するということによろしいでしょうか。

(坂東委員)

北條部会長にご相談した上で、修正をしていただきたい。あくまでも部会長にご相談の上で修正していただけるとありがたいです。

(北條部会長)

今、坂東委員のおっしゃったご意見でよろしいでしょうか。ほかに議題1についてのご意見はありますか。ないようでしたら、本案を当部会の案としまして、奈良県消費生活条例施行規則第5条第3項の規定に基づき、経過及び結果をこの後開催されます消費生活審議会にて、私のほうから報告させていただきます。

3年という期間は、本当にあつという間に来るのではないかなと思います。その中でこれだけの施策をしていくというのは、これから事務局始め県の皆様は本当にご苦労されると思うのですが、今日たくさんのご意見を委員の皆さんから出まして、この数箇月間の事務局の皆様のご苦労が少し癒されたのかなと思っております。今後とも是非、積極的に消費者教育を進めていただくようよろしくお願いいたします。

【議題2】

消費者教育に関する啓発の取組について

それでは、議題2についての報告事項ですが「消費者教育に関する啓発の取組について」、事務局から2点の説明を一括してお願いいたします。

――事務局説明――

(北條部会長)

ありがとうございました。

ただいまご説明いただきました内容について、ご意見、ご質問等はございますか。ないようでしたら、次の議題に移らせていただきます。

【議題3】

その他

(北條部会長)

それでは、議題3「その他」として事務局から報告事項があるとのことですので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、消費者教育推進計画における今後のスケジュールについて、簡単にご報告させていただきます。

本日の当部会及び審議会で委員の皆様からいただいたご意見等については、今後の計画案に反映させていただきます。2月4日頃を目途に、本日の意見を反映させた最終計画案を委員の皆様へ発送させていただきます。その最終計画案を持って、2月5日から3月4日までの1か月間でパブリックコメントの実施を予定しております。その後、3月7日頃にパブリックコメントでの意見を踏まえ、最終計画案を加筆・修正し、計画書の原版を委員の皆様へ発送させていただきます。その計画書原版を2週間程度で印刷にかけ、3月30日に公表し、委員の皆様へ製本版の計画書と概要を発送させていただきます。なお、一連のスケジュールについては現時点での予定になりますので、手続や進捗状況等によって変更させていただくことがあることを申し添えます。

(北條部会長)

ありがとうございます。

委員の皆様へ3回送られてくるということです。

それでは、皆様のご協力によりまして本日の議題はすべて終了いたしました。これを持ちまして、消費者教育推進部会を閉じさせていただきます。

なお、この後、午後4時から平成27年度第2回消費生活審議会が開催されますので、部会委員及び専門委員の皆様には引き続きご出席を賜りますようお願いいたします。

円滑な議事進行にご協力賜りまして、ありがとうございました。

<姫野課長挨拶>